

## 面的除染の状況

※平成29年3月末までにすべての面的除染を完了することが目標

市町村	宅地		農地		森林		道路	
	実施率	実施数量 〔対象数量〕	実施率	実施数量 〔対象数量〕	実施率	実施数量 〔対象数量〕	実施率	実施数量 〔対象数量〕
南相馬市	96% (96%) 【100%】	4,300件 〔4,400件〕	97% (94%)	1,600ha 〔1,700ha〕	94% (92%)	1,200ha 〔1,300ha〕	99% (94%)	250ha 〔260ha〕
浪江町	97% (95%)	5,400件 〔5,600件〕	97% (95%)	1,400ha 〔1,500ha〕	99.9% (99.8%)	380ha 〔380ha〕	97% (91%)	200ha 〔210ha〕
富岡町		6,000件		670ha		460ha		170ha
飯舘村		2,000件		1,900ha		1,500ha		310ha
双葉町		97件		100ha		6.2ha		8.4ha
川俣町		360件		600ha		510ha		71ha
葛尾村	100%	460件	100%	470ha	100%	630ha	100%	110ha
大熊町		180件		170ha		160ha		31ha
川内村		160件		130ha		200ha		38ha
楢葉町		2,600件		830ha		470ha		170ha
田村市		140件		140ha		190ha		29ha
実施数量合計		22,000件		8,100ha		5,700ha		1,400ha

- ・実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。
- ・面的除染の対象となる森林とは、住居等の近隣の森林を示す。
- ・実施率欄の（ ）内は前月のもの。
- ・南相馬市の宅地については、未同意等を含んだ数量を対象数量として実施率を算出。【 】内は、平成27年度までに除染を行える環境が整った画地数に係る実施率。
- ・面的除染終了以降に除染の実施を希望された箇所や、除染の実施の同意が得られた箇所については、引き続き除染を実施している。